

人として産み，生まれること にかんする政策の構想

—被占領期を中心に—

渡 邊 典 子

新潟青陵大学看護学科

The plans of the policy concerning to give birth
and be born as a human
—focused on the period under the occupation of Japan—

WATANABE Noriko

NIGATA SEIRYO UNIVERSITY
DEPARTMENT OF NURSING

Abstract

The purpose of this paper is to analyze the plans of the policy concerning “to give birth and be born as a human”. This time, we deal with the period of under the occupation of Japan. Then, the political background should be preceded the economical one.

First, we refer to the convention of the population policy. After being defeated in the war, severe change was found in the population problems. It is recognized as surplus population and some counter measures were required.

Secondly, we refer to the relation between the text of a law about guardianship for motherhood and the Constitution of Japan.

Because, there were some movements to require the guardianship for motherhood. Further, we examine the plans of the policy for every life stages. ①The labor Standard Law for the guardianship of working women, ②The policy of guardianship for motherhood intended the guarantee of sound living, ③the social security system and the deliberative council that planed those.

The plans of the policy at this time had an ideal to establish “New Japan”. That ignored realities. Those were the feature of the plans of the policy the period of under the occupation of Japan.

Key words

the period under the occupation of Japan, birth control,
the text of a law about guardianship for motherhood,
Maternal and Child Handbook, Social Security Council

要 旨

本論文は、「人として産み，生まれること」にかんする政策の構想を分析する。その時期は，被占領期とする。そのため，研究方法は，経済背景より政治背景を優先する。

まず，人口政策の転換をとりあげる。敗戦による激動が，最初に人口問題にみられた。それは過剰人口と認識され，対策が求められた。ついで，母性保護条文の提案と日本国憲法の問題とする。憲法制定過程で，最も弱い立場になる母性の保護を求める動きがあったからである。さらに，ライフ・ステージごとの政策の構想を検討する。①勤労女性の母性の保護を意図する労働基準法，②母児の健全な生活保証を意図した母性保護政策，③社会保障政策，それを構想する審議会である。

この期の政策の構想は，「新生日本」の建設に呼応した理想に燃えたものであった。それは現実を無視したものであった。ここに，被占領期の政策の構想の特徴があるのである。

キーワード

被占領期，産児調節，母性保護条文，母子手帳，社会保障制度審議会，

はじめに

1. 研究課題

(1) 研究課題

本論文の研究課題は、人として産み、生まれることにかんする政策の構想段階を分析することである。分析する時期を1945年から1952年までの被占領期に限定する。この期に限定するのは、敗戦にともなう混乱期で、ポツダム宣言にもとづくGHQの占領下であり、国家の主権がない特異な時期だからである。そして、占領政策にそい民主国家建設にとりかかった時期でもある。

この期は、すべてのものに大変革が求められ、人として産み、生まれることも同様であった。そのための多くの政策提言がなされた。それらは「新生日本」を熱く語り、悲惨な現実に対し豊かな楽しい夢を描いてみせた。描かれた夢は、時代を先取りしたものであり、今の時点からみても十分考慮すべき価値があるものであると考える。

課題設定の意義は、今日の人として産み、生まれることにかんする政策の原点が、この期の諸政策の構想に認められるからである。また、それは今日、世界的に提唱されたリプロダクティブ・ヘルス/ライツのもとでの政策立案に参考になると考えるからである。

(2) 研究対象

研究対象は、人として産み、生まれること

にかんする政策の構想に始まり、法案制定までとする。研究対象は、つぎの3つに大別する。その1つは、人口政策である。これは、過剰人口対策と受胎調節に分けてとりあつかう。2つは、日本国憲法に対する母性保護の条文の提案である。3つは、図1に示したように「人として産み、生まれること」のライフ・ステージごとの諸政策である。この諸政策は、さらに5つに細分できる。1つは、ステージ1の就労に対応する労働基準法である。2つは、ステージ2に対応する受胎調節、3つは、ステージ3の優生保護法、4つは同じく、ステージ3の出産給付、5つは、ステージ4の母児対策である。

これらに対応した諸政策の構想は、法律に結実したものと、単に構想にとどまったものとに分けられる。興味あることに、構想の域をでなかったものは、豊かな社会の生活保証策を語り、魅力あるものであった。しかし、それらは、敗戦後の乏しい国家財政を無視したものであった。それゆえ、構想段階に終わらざるを得なかったのである。この反面、法制度化したものは、現実によくした現状維持的対応策であった。当然、内容は、貧しく、国民生活を保証することに力不足であった。そのため、生活保証策としては無能であった。また、あまりに時代状況に密着していたため、歴史的背景の変遷に即応できず、改正を重ねることにもなったのである。

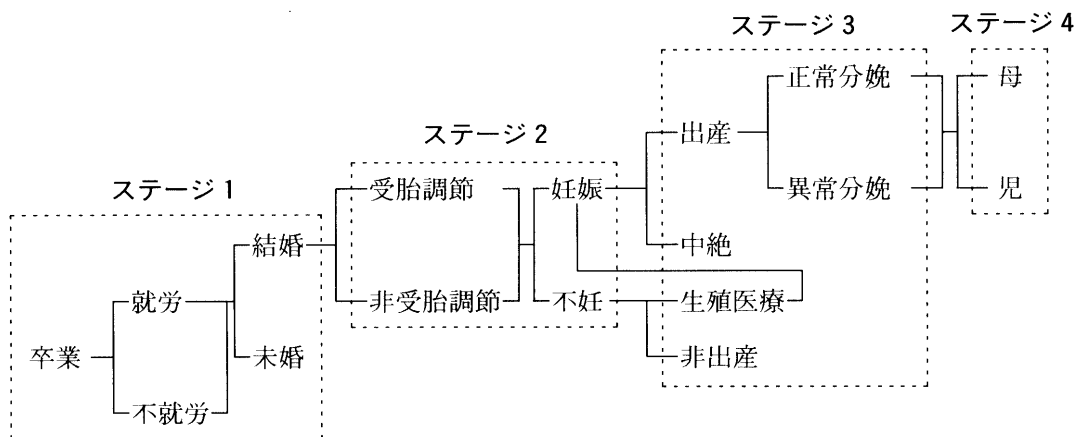


図1 「人として産み、生まれること」のライフ・ステージ

2. 研究方法

政策の背景には、一般的に、国民経済の水準と変動がある。政策は、経済の水準や変動に対して国家がどのように反応するかをしめすものである、と考えることもできる。通常、経済と国家（政治）との関連は、経済を主体としてとらえる。そこには国家の政策課題が、直接反映されているからである。

社会保障研究の方法について「社会保障は、国家の政策にそった行為であり、国家の政策課題が反映されている。とすると、社会保障研究は、経済（下部構造）と国家（上部構造）との関係を問題とする理論レベルで行われるものである」という見解がある。人として産み、生まれることにかんする政策は、国家の政策目的にそっている。当然、このテーマにかんする研究は、通常の場合、経済を優先し、経済と政治との関係を問題にするレベルで分析するものである。

しかし、この期は、被占領期でGHQが絶対的な力を持ち、国家の主権を握っていた。また、国民経済は、自立的かつ拡大再生産の展開をしめすことができずにいた。したがって、この期の諸政策の分析には、経済と政治を逆転し、政治を優先させ経済を従属させる研究方法を採ることが妥当である。人として産み、生まれることにかんする研究も、同様であることはいうまでもない。このことよって、被占領期という特異な時代の人として産み、生まれる政策研究が、初めて可能となるのである。

I 人口政策の転換

1. 過剰人口対策

(1) 人口政策の転換

敗戦によって、それまでの人口政策は、転換を強く求められた。第1の要因は、ポツダム宣言に基底され、GHQの占領政策の1つの柱である非軍事化に即応するためである。非軍事化政策は、「東亜共栄圏ヲ建設シテ其ノ悠久ニシテ健全ナル発展ヲ図ルハ皇国ノ使命ナリ、之ガ達成ノ為ニハ人口政策ヲ確立シテ我国人口ノ急激ニシテ且ツ永続的ナル発展

増殖ト其ノ資質ノ飛躍的ナル向上ヲ図ルト共ニ東亜ニ於ケル指導力ヲ確保スル」ことを趣旨とした「人口政策確立要綱」（1941年1月22日 閣議決定）の廃棄を求めた。この「人口政策確立要綱」は、まさに天皇中心の軍国主義化を象徴するものであった。これが占領政策のもう1つの主要な柱である民主化政策にも抵触し、政府は要綱を破棄したのである。

第2の要因は、過剰人口問題の発生である。日本は、国土の45.8%にあたる関東州、朝鮮、台湾などの植民地、それに樺太、千島などを失った。その結果、日本人は、4つの狭い島に限定された国土で生活せざるを得なくなった。このことで過剰人口問題が発生し、人口政策の転換がせまられたのである。

人口政策の転換は、1946年1月30日、厚生省が、「引揚げ問題等により終戦直後の人口問題の重大性にかんがみ」人口問題懇談会を開催したことで始まった。同懇談会の意向をうけた財団法人人口問題研究会の人口政策委員会は、1946年11月20日、出生調整を警戒、死亡率低減に積極的施策を提言した。「人口政策基本方針に関する建議」を総理大臣などに提出した。

ベビー・ブームによる自然増加は、人口問題をますます厳しいものとした。そこで、政府は、1949年4月人口問題審議会を設置することを閣議決定した。同審議会は、1949年10月29日「人口収容力に関する建議」および「人口調節に関する建議」を内閣に提出した。建議は、「現下の人口現象の分析にもとづいて、人口対策の基本方針をとりまとめたものであって、今後の人口対策の方向を示すものとして注目をひいている」と評価された。この人口問題審議会は、1950年3月31日をもって廃止されたため、この建議の内容は、具体化されなかった。本格的な人口政策の転換は、被占領期の終わったあとの人口問題審議会の建議にまたなければならなかった（人口問題審議会は、1954年8月24日、人口調整の必要を強調し、受胎調節の徹底を強調した「人口の量的調整に関する建議」を答申した）。

これらにくわえて、第3の要因として食糧問題があげられる。食糧問題は、「戦争末期

から戦後にかけての最大の問題は食糧危機であった。食糧の生産と輸入の縮小は国民の生命を直接に脅かす要因であったから、その解決は戦後においてもっとも切迫した政治的課題になった」と認識された。食糧危機の発生の要因は、「農村の働き手たちが大量に軍隊に動員されたこと、軍需優先のために化学肥料などの農業用資材の供給が不足したこと、山林の伐採や治水事業の遅れの影響で水害が多発したこと」などである。とくに、1945年、1947年の台風などによる農業生産の低下は、食糧危機を顕在化させた。このようにして食糧問題が、過剰人口問題を先鋭化させた。

(2) 復員・解員、引き揚げ者による人口の社会増加

敗戦は、人口の社会増加をひきおこした。この社会増加は、過剰人口としてうけとられた。社会増加をもたらしたのは、復員・解員、引き揚げ者などであった。社会増加は、784万人の復員・解員、600万人の引き揚げ者によってもたらされた。その数は、当時の総人口の11%にも相当した莫大な数であった。しかも、1945年から1947年までの短期間の出来事であった。当然、これらの人たちによる社会増加は、大きな混乱を日本社会にもたらし、解決策を求めた。

引き揚げ者は、家族を構成している者が多く、しかも職を失い、無一物で引き揚げてきた。したがって、まず食を保証することが先決であった。ついで、職を保証することが必要であった。しかし、当時の日本経済の状況では、雇傭を保証し得なかった。そこで、これらの人たちに職を保証するかわりに生活保護制度をつくり、直接、食を保証する手段をとらざるを得なかったのである。

(3) 社会増加に対する生活保証策

過剰人口と認識された社会増加をもたらした人たちは、生活保証策を必要とした。なかでも引き揚げ者は、その度合いが高かった。資本主義社会において生産年齢人口である者に対する生活保証策は、雇傭の保証、すなわち職の保証が基本である。しかし、GHQの占領政策によって軍需産業を禁止された当時の日本経済の状況は、雇傭を保証する段階で

はなかった。軍需産業から民需産業へのきりかえが、きわめて困難であったからである。

そのかわりに、直接、食を保証する生活保護制度で対応したのである。生活保護制度の創設は、救護法を事実上代行していた軍事扶助法などが、GHQの非軍事化、民主化という占領政策に抵触するとして廃止が求められていたことに始まる。当時の生活困窮者の中には、多くの労働能力をもつ失業者がいた。その失業者の一角を社会増加をもたらした引き揚げ者、復員・解員した者などが、構成していた。彼らは、職を求められずにいた。そこで、彼らに職を保証する必要があった。このことが、労働能力者の生活保証に道を開かせたのである。こうして労働能力者をも保証対象とする生活保護制度が、1946年9月9日、創設されたのであった(同年10月1日施行)。

(4) 自然増加をもたらした社会増加

敗戦によって、復員・解員、引き揚げ者による社会増加は、自然増加をもたらした。復員・解員した者は、当時の人口の約1割に相当し、25から44歳までの兵役年齢期間の者であった。そして既婚の者は、帰省し、正常な家庭生活に復帰した。また、未婚の者は、正常な男女比率の回復をもたらした。この男女比率の回復が、戦争によって引きのばされていた「遅らされた結婚」を可能とした。引き揚げ者、疎開していた者は、正常な家庭生活を回復した。これらのことによって、「遅らされた出生」がもたらされ、多産がみられることになる。

敗戦による社会増加のなかでとくに復員・解員という徴兵年齢の男性による結婚が、1947年から1949年の3年間に集中した。婚姻件数は、1947年93万件、1948年94万件、1949年84万件と、この3年間の婚姻件数は、戦前の60万から50万、戦中60万から70万というレベルより高かった。婚姻率も同様で、1947年12.0、1948年11.9、1949年10.3となっていた。1950年になると1.7ポイント減少し、8.6となった。

この婚姻率上昇に寄与したのが、雑誌『希望』である。雑誌社である希望社は、結婚雑誌と銘うち、1947年11月2日、第1回多摩川見合い大会を主催した。これは「参加者を『希

望』誌上で募集¹⁰、3000人（見合参加386人）も押し寄せた」とされる。この雑誌社の見合大会は、「創刊2年で2万人の成婚者を世に送った¹¹」のである。また、この見合大会は、「元宮様の東久邇稔彦、吉田茂など元総理級や現職の芦田均首相、更に山口シヅエ、大石ヨシエら婦人代議士、またGHQのリード・コリンズ大佐らの祝電が朗読された¹²」ほど社会的に認められ、現実に即したものであった。当時のマスコミは、「新しい憲法は結婚の自由を書き上げたが、さて実際には男女交際の自由の利かぬこの国の現実、そのギャップの上にこの金もうけの鍵があるのだ¹³」と民間のアイデアが、憲法より勝っていることを皮肉っている。さらに、東京都では、戦災者同士の集結婚式¹⁴が行われている。

このように、民間レベルの結婚への道の構想は、当時の状況を的確にとらえ、受け入れられた。つまり、「見合大会という実験は集団心理を利用し、憧れの自由恋愛のおっかなびつくりの予行演習という意味¹⁵」をもったのである。

さらに、公衆衛生の改善は、乳児の感染性疾患を予防し、少死をもたらした。つまり、乳児死亡率の改善である。こうして多産多死から多産少死へ変化し、自然増加がもたらされた。これをベビー・ブームという。

以上のように、敗戦による社会増加は、正常な生活の復活により「遅らされた結婚、出産」をひきおこした。出生した子どもたちは、乳児死亡率の低下にみるように生命の安全が確保されたのである。敗戦による社会増加は、自然増加をももたらしたのである。

2. 受胎調節

(1) GHQの産児調節政策

被占領期であるのでGHQの産児調節に対する政策を、まずみることにする。GHQの産児調節に対する態度は、アメリカ国内の事情¹⁶もあり中立の態度であった。したがって、産児調節にかんする具体的な政策の指示はなかった。GHQの態度は、つぎのGHQ公衆衛生福祉局(PHW)局長C.F. サムスの発言に尽きる。

サムスは、1946年2月、日本の窮乏打開、

過剰人口の解決について記者団との会見で「1.工業開発によって、食糧輸入を可能にすること。2.海外移民。3.人口増加防止のための産児制限¹⁷」という3つの方策を述べた。さらに、「とくに産児制限は直ちに実行できることであり、国民自身が決定すべき問題である¹⁸」と見解をしめしたにとどまった。太田典礼は、サムスのこの発言を「一般的にも共感を呼び具体化を促進した¹⁹」と評価している。

このようなGHQの産児調節に対する中立の態度は、産児調節運動を復活させ、産児調節の反対論者をも賛成へと転換させる力があつた。サムスの発言をうけて1946年4月、日本医師会主催「産児制限を語る座談会」が開かれた。この座談会には、カトリックの信者で産児調節の反対の立場をとった田中耕太郎も出席している。

(2) 産児調節の政治問題化

敗戦によってそれまでの「産めよ、殖やせよ」の国策は、破棄された。このことによって戦前の産児調節運動家たちは、活動を再開した。これらの運動家たちの活動は、2つの動きをしめした。その1つは、戦前からの産児調節運動の継続である。その継続も提唱から具体的な方法の実践へと内容を変化させた。太田典礼は太田リングを、加藤シヅエはペッサリーを産児調節の方法とした。もう1つは、政治家化した新しい動きである。その代表的な人としても、加藤と太田をあげることができる。加藤は、1946年4月10日の第22回・戦後の第1回総選挙に立候補し当選した。また産児調節運動家の新妻伊都子も当選した。太田は、1947年4月25日の第2回総選挙で当選した。

加藤、太田は、産児調節運動家としても、政治家としても産児調節運動を展開した。こうして、産児調節運動は、政治問題化していったのである。

(3) 産児調節政策の構想

産児調節は、つぎの要因で政治問題化した。主因は、母体保護と家族計画の樹立を意図した産児調節運動家の先見の明のある活動である。それにくわえて、厚生省人口問題研究所の1948年の新たな将来人口推計により、再び浮かび上がった過剰人口問題である。

産児調節の政策化は、1947年8月28日、第

1回特別国会に提出された「優生保護法案」にみられる。これは、通常、社会党案とよばれる。その第5章一時的避妊の章で「医師は一時的生殖を避けるための処置を自由に施すことができる」（第16条）と初めて政策化を提唱した。社会党案の特徴は、医師を産児調節の担い手としたことにある。²⁰この社会党案は、1948年7月13日成立の優生保護法の原点となったものである。

過剰人口問題は、1948年、再び問題視された。これに対し経済復興計画委員会は、1948年11月、人口問題の検討と対策の確立を行なった。それによると過剰人口問題対策として、つぎのような構想をしめした。「自立経済に早く到達し、戦前水準まで経済を回復するには・・・中略・・・国内人口の海外移住が困難な現状では人口増加の抑制が是非とも必要となる、そうでなければ、1人当りの実質国民所得及び消費が人口増加に伴わず激変する場合食糧などの必要輸入量はふえても輸入資金がなくて輸入できないから、必然的に生活水準の切下げとなり、共食時代になるであろう」と人口増加の抑制を強調した。われわれは、ここに人口増加の抑制の具体的な手段として、産児調節の政策をみることができる。

(4) 産児調節政策構想の社会的背景

産児調節政策構想をささえ、推進したものに毎日新聞社人口問題研究会がある。毎日新聞社では、「人口問題の重要性を考慮して昭和24年7月2日、人口問題調査会を設置」²²した。毎日新聞社人口問題調査会は、再問題視された過剰人口問題に対し、家族計画世論調査を実施した。それは、「過剰人口の基本的要因である出生力抑制が全国的な運動となってきたことに対応して、家族計画がどのように実行されているかを人口学的に社会経済的に追及し、望ましい対策を国民に、政府に、マスコミに提供すること」²³を目的とし、1950年から隔年ごとに実施されつづけている。

家族計画世論調査は、「いわばこの人口動態革命（1947年から1949年のベビー・ブームのあとの歴史的な出生数の減少のこと―引用者）を裏づける日本人の出生行動の変化を時系列的に追及したものであり、同時に日本人の社会的、経済的思想史であるといっても過

言ではない」と自負するに値するものである。

毎日新聞社人口問題調査会の活動は、産児調節の必要性を発掘し、浮き彫りにした。そして、その主旨のとおり産児調節の政策化に寄与し、²⁵現在も一大社会的背景となっている。一民間機関が、政策の立案について資料を提供し、政策化に貢献した事実は、きわめて稀有なものである。

II 母性保護条文の提案と日本国憲法

日本国憲法の制定には、GHQが強い影響をおよぼしたことはいうまでもない。憲法改正の動きは、1945年10月4日、近衛文麿国務相が連合軍最高司令官マッカーサーと会見したときから始まった。近衛は、憲法学者佐々木惣一をもちい帝国憲法要綱（近衛案）を作成した。しかし、11月1日、GHQに拒否された。他方、幣原喜重郎首相は、10月11日、新任の挨拶のためマッカーサーと会見した。そのさい、マッカーサーは、憲法の自由主義化など5大改革を要求した。幣原は、10月13日、松本丞治国務相を主任として憲法改正にかんする研究を開始することを決定した。これら政府の動きとは別に、高野岩三郎らは、12月27日、憲法草案要綱を独自に発表した。

政府は、1946年2月8日、憲法改正要綱（松本試案）をGHQに正式提出した。GHQは、2月13日、松本試案を拒否し、すでに準備していたGHQ草案を吉田茂外相と松本国務相に手交した。閣議は、2月22日、GHQ草案の受け入れを決定しGHQと折衝を重ね、確定草案を作成した。政府は、3月6日、憲法改正草案要綱をまとめ、4月17日、日本国憲法草案を発表した。政府は、これを帝国議会へ提出し、1946年10月7日、日本国憲法を可決した。そして日本国憲法は、1946年11月3日公布、1947年5月3日施行された。

母性保護にかんする条文は、この帝国議会での修正過程で提案されている。陽の目を見ることができなかったことは、日本国憲法をみれば一目瞭然である。しかし、平和と民主主義と自由を強調した憲法の制定過程で母性保護にかんする条文が提案されたことは、人として産み、生まれることに大きな意義をも

つと考える。そこで、条文の提案について、ここに紹介する。このことは、これまで母性保護にかかわる研究では、全く無視されていた。ここでは、この母性保護にかんする条文を以下、母性保護条文という。

母性保護条文の提案は、第90回帝国議会に行なわれた。提案者は、衆議院議員大石ヨシエ（社会党）である。大石は、1946年7月17日、「帝国憲法改正案ニ関スル質問主意書」を7点にわたって提案している。母性の保護にかんする条文は、その第5点に、つぎのように提案されている。「母性ノ保護ヲ憲法ニ明示スルノ意図ハナイカ。男女平等デナケレバナラスト同時ニ又本質的ナ男女ノ差異ハ認めメバナラスト、其ノ最モ大ナルモノハ女ハ母タラネバナラスト云フ事デアル。精神的ニ肉体的ニ経済的ニ母タル事ハ女ノ非常ナ負担デアル。真ニ男女平等デアル為ニハ此ノ女ノ負担ヲ軽カラシムル為母性ノ保護ニ付テ是非憲法ニ明示ヲ要スルト思フガ如何²⁶と、当時の憲法問題専任大臣として国務大臣であった金森徳次郎にその答弁を求めている。

これに対し、当時の内閣総理大臣である吉田茂は、1946年8月6日、「社会的、経済的観点において母性の保護を図ることは固より望ましいと考へるが、憲法はその性質上、一切の望ましい事項をすべて巨細に網羅すると云ふやうなものではないと思ふ。母性保護の根本趣旨は第12條及び第23條に包含されて居り、今後立法によって具体化されて行くべきものと考へる」と答えている。

憲法制定過程における母性保護条文の提案は、特徴的な時代背景を反映したものであった。しかし、提案の時期が遅すぎたことと、あまりに時代に先行していたことなどで無視されたことはいたしかたないことである。

III 政策の構想

1. 労働基準法

戦前の労働立法は、工場法を中心に展開されていた。それらは、太平洋戦争中ほとんどその機能を停止したありさまであった。工場法は、GHQの提案により機能を回復した。しかし、戦前の労働立法は、はなはだ不十分

であった。GHQから労働者の団結を保証する労働組合法とならんで、労働者に高い基準の労働保護立法を制定することが勧告された。すなわち、1946年3月下旬からGHQの労働諮問委員会は、日本の一般的労働状態や社会保障について調査していた²⁸。労働諮問委員会は、7月27日、「日本における労働立法及び労働政策に関する勧告」をマッカーサーに提出した。この勧告のなかで労働基準法の骨格がしめされたのである。

その内容は、つぎのようなものである。勧告は、(1)労働契約・賃金支払・災害補償・衛生等労働者の基本権に関する事項の、全労働者への適用、(2)労働契約の期間の1年または2年以内の制限、(3)賠償予定、前借に関する契約の禁止、(4)解雇予告制度の採用、(5)賃金支払の頻度、方法の規制および賃金からの控除の制限、(6)1日8時間、1週48時間、超過勤務手当の規制、(7)週休制、有給休暇制度の採用、(8)児童・婦人の保護の拡充強化、(9)災害補償、(10)寄宿舍における個人的自由の保護などから成っている。

勧告は、工場法より数段高いレベルで労働者を保護することをしめしている。このような高水準の労働者保護をしめした勧告は、制定された労働基準法の方角を示唆し、大きな影響力をあたえたことはいうまでもない。

他方、政府は、敗戦により荒廃した日本再建の課題は、民主政治の確立と国民生活の安定にあると考えていた。このため、政府は、「民主的国家建設の基盤として高度の労働保護行政復活の必然性を信じ、これが法制化に所要の準備²⁹をすすめていた。したがって、この労働諮問委員会の勧告は、素直にうけ入れられ、労働基準法制定への指針となった。

労働基準法案は、12月24日、労務法制審議会の答申をへて第92回帝国議会に提出された。そして、1947年4月7日、法律第49号として成立した。一部の例外をのぞいて9月1日から施行された。

2. 母性保護の政策

(1) 優生保護法

国民優生法は、「産めよ、殖やせよ」の国策として出生を支配してきた。しかし、それ

は敗戦により時代状況にそわなくなった。そこで、時代にそった新しい法律が求められ、優生保護法が成立した。

優生保護法は、母性あるいは母体の生命健康の保護を窮極の目的とし、国民優生法とはまったく異なる。しかし、優生保護法は、優生思想をも継承している。このことは、構想の段階で終わった社会党案、優生保護法として結実した優生保護法案の両者に共通しており、それぞれの第1章総則にある目的³¹から明らかである。問題とされた優生思想は、1996年制定の母体保護法において、ようやく削除された。

優生保護法成立の原点は、社会党案である。社会党案とは、太田、加藤それに医師の福田昌子らによって、1947年8月28日、第1回特別国会に提出された「優生保護法案」のことである。2つは、参議院の医系議員である谷口弥三郎らが、社会党案に修正をくわえ優生保護法として結実した法案である。

社会党案の特徴は、前述したように、第5章一時的避妊を設け、医師を産児調節の担い手としたことである。この「一時的避妊」は、社会党案の最も社会党案たるところである。ここに社会党案作成の中核者である太田と加藤の産児調節運動家としての意図が、体言さ

れているのである。

この社会党案作成の目的について、太田と加藤はそれぞれ、つぎのように述べている。太田は、「まず根本的に法の立場を変える必要がある。国家のためではなく、母体保護中心に、婦人のための法律にしなければならない。・・・中略・・・とくに医師による避妊、人工妊娠中絶を合法化することに重点をおいた。これが私の年来の主張であり、念願であった。それによって受胎調節は普及し、矛盾した墮胎罪は事実上骨抜きにすること³²」と述べている。加藤は「私の運動はあくまでも避妊で、中絶ではなかったのですが、戦争に負けまして、帰還兵は帰ってくる、引揚者は帰ってくる、食糧も家もなく、子どもが産まれるとすぐ追い出されるんです。でもその頃は避妊が普及してなくて、出来てしまう。するとヤミの墮胎に走るということが多かったのです。それで戦前からの産児調節運動の同志の太田典礼さんと、避妊を徹底的に普及する法律を作ろう³³」ということであったと述べている。これら2人の構想の共通点は、医師の指導による避妊用器具を用い、母体保護を意図したところにある。

一方、これに修正をくわえた優生保護法案

表1 国民優生法，社会党案，優生保護法案の比較

	国民優生法	社会党案	優生保護法案
優生手術	＋ 4親等以内	＋ 断種(任意と強制)となり近親者	＋ 優生手術となり4親等以内
妊娠中絶	－	＋	＋ 母性保護(任意の人工妊娠中絶)となり優生手術にかかわる範囲を明確
一時的避妊	－	＋	－
優生保護委員会	－	－	＋ 中絶に委員会の決定を要する
中絶に対する指定医師の指定	－	－	＋
優生結婚相談所	－	－	＋

となったものは、どうであろうか。社会党案と優生保護法案とを比較したものが、表1である(参考までに国民優生法もつけくわえた)。表からわかるように6つの点にわたって修正されたのである。1つは、断種(社会党案)・優生手術(優生保護法案)の対象者の範囲を、近親者から4親等以内と明確にしたことである。2つは、妊娠中絶の項は、母性保護(任意の人工妊娠中絶)となり、1の者が妊娠した場合、妊娠中絶の範囲も連動して明確にしたことである。3つは、一時的避妊の削除である。太田が提唱していた「太田リング」の評価は、いまだ定まっておらず、その使用は問題があるとされていた。このようなことから、一時的避妊が削除されたのは妥当なことである。4つは、優生保護委員会を設けたことである。社会党案は、優生委員会を強制断種についてのみ限定している。それに対し優生保護法案は、優生保護委員会を優生保護上必要な事項に全般的にかかわらせている。5つは、中絶に対する指定医師の規定である。この指定医師の規定にかんして、いちがいに適否の評価をくだすことはできない。6つは、優生結婚相談所である。優生結婚相談所が設けられ、優生保護の見地から結婚の相談に応ずるとしたことは、優生思想のあらわれと理解でき、問題視できる。

(2) 母子手帳

① 妊産婦手帳

人として産み、生まれることに大きな影響をあたえつつけているものに母子手帳がある。母子手帳は、戦中の妊産婦手帳に源を発している。そして、戦後直後は、児童福祉法の体系に属していた。そこで、母子手帳の原点である妊産婦手帳にまでさかのぼって検討する。その意図は、母子手帳の新意図を明確にすることにある。

1945年以前の母子保健対策をきわめて大胆にとらえると、つぎの2つの時期に分けられる。第1は、1930年代までの乳児死亡率の低下を意図した時期である。第2は、1940年代以降の人口増加方策の一環として推進された時期である。

第1の時期は、乳児死亡率の低下に対応した(乳児死亡率は、1918年、出生1000対

188.6でピークを記録した)。第1次世界大戦後の「戦後不況」は、母子衛生上の問題をもひきおこした。これに対し社会事業調査会は、1927年6月18日、妊産婦保護、乳幼児保護、病弱児保護などをふくんだ「一般救護に関する体系案」を答申した。これは、その後の母子保健対策にかんする施策の基調となった。1937年4月5日、保健所法が、制定された。これにより、母子保健対策は、結核予防とともに保健所の重点事業となった。ここに母子保健対策は、従来、主として民間の手に委ねられていたものが、行政の軌道にのることになったのである。

第2の時期は、妊産婦手帳規定の制定で代表される。この期の母子保健対策は、乳幼児死亡率の低下にくわえて、戦時体制下での戦力増強、人口増加方策という新しい意図がくわわった。この新しい流れは、1941年1月22日、閣議決定された国民の資質、体力の向上ならびに人口増加にかんする基本国策要綱である「人口政策確立要綱」のなかに、つぎのようにみられる。それは出生増加の方策の1つとして「妊産婦乳幼児等ノ保護ニ関スル制度」、死亡減少の方策の1つとして「乳幼児死亡率低下ノ中心目標」を定め、「乳幼児死亡率低下ノ運動ヲ行フコト」としている。以後、母子保健対策は、この要綱にしたがって展開された。

妊産婦手帳規定は、この要綱の趣旨にしたがい1942年7月13日、公布された。妊産婦手帳規定は、妊娠の届け時に妊産婦手帳を交附し、妊産婦および乳幼児の保健指導の徹底を図ることを目的としている。妊産婦手帳は、人口政策確立要綱の「産めよ、殖やせよ」をうけて、「生まれよ育てよ」とよびかけ実施された。

戦中の母子保健対策は、妊産婦手帳を中心に乳幼児の死亡率の低下を図ることと、出生数の増加を目的に展開された。太平洋戦争開戦後の母子保健対策は、「いわゆる戦時国策の線にそい、兵力および生産力としての人口の増加を主な目的として推進されてきた」と厚生省は、正直に認めている。

② 母子手帳の構想

敗戦とともに人口政策確立要綱にもとづい

た妊産婦手帳は、改正を求められた。妊産婦手帳を中心とした母子保健対策は、「妊産婦手帳の交付並びにそれに基づく妊産婦及び乳幼児に対する食料等の配給（制度・予算上は残っていたが、実際の交付については中断した地域もある）³⁸以外は放棄されたも同然の状態であった」という。ここに妊産婦手帳の実質的な復活が求められたのである。

妊産婦手帳の再出発は、児童福祉法の体系のなかで行なわれることとなった。児童福祉法の制定の構想は、1945年10月15日の「児童保護法案要綱」で始まった。ただ、この要綱は、「戦災で両親を失った孤児、引き揚げ孤児、戦没軍人軍属の孤児」などの浮浪児対策を中心とした敗戦処理的な緊急児童対策であった。1946年までは浮浪児対策が、中心的な緊急の課題であった。それゆえ、妊産婦手帳はふくまれていなかった。

1947年は、「従来の終戦処理的業務の一環としての応急児童救済対策はなお片方で進めながらも、すべての児童の福祉を国の責任において1つの体系のもとに推進するという方向に大きく踏み出した年」⁴⁰であった。妊産婦手帳は、1947年1月2日、松崎メモによると「暮れも正月もなし」⁴¹にまとめられ、児童福祉法の骨格をなした「児童福祉法要綱案」に初めて登場した。それは、「妊産婦手帳も一緒に法律に書いてしまおうということ」⁴²でくわえられたのである。妊産婦手帳は、第2章健康及び文化、第2節妊産婦に、つぎのように規定された。「第21 妊娠した女子は、命令の定めるところにより、地方長官に妊娠の届出をしなければならないこと」、「第22 妊産婦は、命令の定めるところにより、健康診査を受けなければならないこと」、「第23 地方長官は、第21の届出をする女子に対して、妊産婦手帳を交付し、第22の健康診査の要領の記載を受けさせなければならないこと。妊産婦手帳は、行政官庁の定めるところにより、妊産育児に関し、必要な物資の配給その他妊産婦及び乳児の保護のため必要がある場合に、これを使用するものとする」。

児童福祉法の制定作業は、1947年3月19日の児童局の新設ではずみがついた。児童局は、最初、企画課、養護課、母子衛生課の3課で

スタートした。母子衛生課の初代課長が、妊産婦手帳の生みの親である医師の瀬木三雄であった。瀬木が、選ばれたのは「子どもの問題というのは、衛生問題がからむので、『児童局は衛生を取り扱うことにしようじゃないか。およそ医者ポストなしで児童局を作るというのはおかしいぞ』」⁴³ということだった。

1947年6月2日の「児童福祉法案」で、妊産婦手帳にかわって母子手帳という言葉が、つかわれ始めた。名称が母子手帳にかわったのは、児童福祉法体系のなかでは妊産婦という母親のみを表現した用語はなじまない。母子手帳という言葉は、母親と子どもの両者をあらわし、法体系にもなじみ、使用されたと推察される。この法案では、つぎのように規定されている。第2章福祉の措置について、第2節妊産婦、「第20条（妊娠の届出）妊娠した女子は、命令の定めるところにより、都道府県知事に妊娠の届出をしなければならない」、「第21条（保健指導）妊産婦は、保健所、医師、助産婦又は保健婦について、保健指導を受けるように努めなければならない」、「第22条（母子手帳）都道府県知事は、命令の定めるところにより、妊娠の届出をする女子に対して、母子手帳を交付しなければならない。乳児又は幼児については必要があるときは、その保護責任者に対し、また同様である。前条第1項又は第2項の規定により保健指導をした者は、母子手帳に妊産婦、乳児又は幼児の保健指導に必要な事項を記載しなければならない。母子手帳は、妊娠、出産及び育児に必要な物資の配給その他妊産婦、乳児及び幼児の保護のため必要があるときに、これを使用する」第23条（助産）経済的理由により、適切な助産を受けることのできない妊産婦は、命令の定めるところにより、無償で、助産を受けることができる。前項の助産は、これを助産の介助、出産前及び出産後の処置並びに看護とする」としている。

児童福祉法は、このあといくつかの法案が検討され、GHQとも折衝を重ね、1947年8月11日提出の「児童福祉法案」となった。この法案が、1947年12月12日、児童福祉法（1947年法律第164号）として制定され、1948年1月1日、公布され4月1日から施行され

た。

母子手帳を児童福祉法体系にとりこんだ構想は、プラスとマイナスの両側面があった。プラス面は、児童福祉法を要保護児童対策に限定せずに、積極的に一般児童対策としての性格をもたせたことである。マイナス面は、後日、厚生省当局も容認するように「従来の児童福祉法に基づく母子保健は、心身ともに健全な児童を育成することを主眼としたものであったため、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護尊重は、児童福祉法の中では第二義的にしか考慮されざるを得なかった⁴⁴」ことである。

3. 出産保障政策

(1) 出産給付

① 「社会保障案」の出産給付

「ベヴァリッジ報告」構想を充実させた社会保障は、医療保障を年金保険と並ぶ二大内容とした。医療保障は、より前進した医療サービス方式と、伝統的な医療保険方式とのいずれかで行なうこととなった。戦前から医療保険方式をとっていた日本は、基本路線として医療保険方式を踏襲する構想を、社会保険政策を構想する過程で練った。医療保険体系による出産給付が、どのようにプランニングされたか追ってみよう。出産給付は、人として産み、生まれること、そして生きることを支える基本的な政策である。

この期の社会保障政策は、きわめて貧弱なものであった。たとえば、1947年度の社会保障費は94億4000万円、1948年度156億4300万円、1949年度237億7200万円、1950年度316億4200万円、1951年度498億3200万円、1952年度570億500万円であった⁴⁵。生活保護が中心で、6割弱から4割強をしめていた。このような現実の悲惨さに反して、社会保障の構想、なかでも産み、生まれることにかんする政策提言は、豪華で華麗なものであった。これが、この期の社会保障にかんする動向の特徴である。

厚生省は、「戦時の厚生行政は、…中略…いわゆる健兵健民政策をうちたて、戦争遂行のために人的資源の維持培養につとめ、国民体力の増進を中心課題として展開されて」い

た、と何のてらいもなく実に素直に認めている。厚生行政、すなわち、社会保障政策は、戦時体制のものから平和体制のものへ転換する必要があった。この過程をリードしたものに、社会保障の構想を呈示したものと、GHQの占領政策があった。

敗戦を前提とした戦後処理策としての社会保障の構想は、1944年7月以降の「名誉ある終戦」を前提とした友納武人の提案に始まる⁴⁷。このプランは、「無条件降伏」後、初の社会保障プランである友納の「社会保険部門における戦後対策」の母体となったものである。

友納の「社会保険部門における戦後対策」では、戦後対策として5つのことがあげられている。友納は、「社会保険による国民医療の確保策」を重点の第1にあげている。そのためには、差別診療の解消を強調している。この点は、「戦後の医療対策について」(1945年11月30日)をまとめた仲田良夫においても同様であった。まず、医療保険に対する国民の信頼の回復が、急務であったのである。友納は、健康保険を解消したうえで、国民健康保険を改正し、全国民を対象とした国民共済組合の創設を提唱している。そして、分娩に対しては「助産ノ手当又ハ療養費」、哺育には「牛乳及産衣ノ手当又ハ哺育手当金」を提案している⁴⁸。

つづいて、1946年7月31日、学者グループの社会保障研究会がまとめた「社会保障案」がある。この案の医療保障は、「医療は国営を窮極の目的としそれに到達する迄は社会保険運営の医療施設を全国的に設置」し、医療の国営を前提とした実物給付とする大胆なものであった。分娩にかんしては、国営医療の実物給付にふくめたと考えられる。これらは、イギリスの「ベヴァリッジ報告」(1942年11月20日)に強く影響をうけたものである。

「ベヴァリッジ報告」の影響は、「社会保障制度に関する勧告」までのこる。社会保障強化への発端をなしたものに、1946年11月3日公布の日本国憲法がある。とくに、その第25条である。ただし、その内容については、議論のあるところである。日本国憲法の考え方を前提に、総合的な社会保障計画案が、公式に提案された最初は、「社会保障制度要綱」

である。

1947年10月8日になると、社会保障研究会のメンバーのほとんどで構成された社会保障制度調査会が、日本の「ベヴァリッジ案」ともいわれた「社会保障制度要綱」を発表した。この要綱は、「基本的な考えや内容において画期的な進歩性を持ったものであったが、当時の窮乏した日本経済の実状からみて一応見合わせなければならなかった⁵⁰」、とされた。夢物語的な要綱の「真の意図はこれによって、アメリカ占領軍司令部が、生活保護制度を中心とする社会保障制度をわが国におしつけようとするのを阻止することができたならば、というのぞみをもっていた⁵¹」からであった。

1948年7月13日、前年の12月にGHQに提出された米国社会保障制度調査会報告書「社会保障制度への勧告」（ワグネル報告書）が、日本政府に手交された。「勧告」は、「社会保障制度要綱」に「深い関心を寄せ、その検討を行なって」まとめられたものである。この勧告は、第1部現行社会保障制度概観、第2部勧告、第3部付録よりなっている。この第2部勧告の「A. 社会保障制度」では、「社会不安の主たる原因に対処する方法」として「分娩給付」もふくまれている⁵²。この勧告のうち、いち早く実現されたものが、社会保障制度審議会設置に関する勧告であった。

② 「社会保障制度に関する勧告」の出産給付

社会保障制度審議会は、このあと社会保障に大きな影響をあたえつづけ、2001年1月に省庁再編で消滅したものである。社会保障制度審議会は、1949年5月17日に発足した。これ以降、社会保障制度の構想をめぐる動きは、社会保障制度審議会を中心に行なわれるようになった。社会保障制度審議会は、早くも1949年11月14日、「社会保障制度確立のための覚書」をまとめた。

その冒頭には、「社会保障制度は、憲法が国民に保障する基本的人権を尊重し、国民の生活権を確保するために、全国民にひとしく老齢、廃疾、失業、疾病、傷害、死亡、出産等に伴う困窮に対し経済的保障の途を講じ、国民生活の不安を除去して社会秩序を維持し、もって民主主義社会の理想を実現せんとする

ものである⁵⁴」と、高らかに社会保障制度の目的を述べている。

さらに、1950年6月13日同審議会は、「社会保障制度研究試案要綱」を発表した。この要綱は、もっとも総合的、体系的なプランで、かつ前進的でもあった。分娩を保険事故と定義し、その給付について、「分娩については一定額（2100円）以上の分娩費及び一定額（300円）以上の哺育手当金を6月間以内において支給する。但し助産については現物給付できるものとする⁵⁵」としている。しかし、GHQと交渉する過程で、児童手当の削除など13項目の批判をうけ、修正せざるをえなかった。こうして要綱は、その特徴を失い、妥協的産物のものに変質していった。

1950年10月16日、社会保障制度審議会は、これまでの集大成である「社会保障制度に関する勧告」を政府に提出した。勧告は、分娩を保険事故と定義している。その分娩にかかわる給付について、それぞれ以下のようにされている。

被備者の保険の分娩費については「3000円程度の定額とする。助産については現物給付とすることができるものとし、この場合には分娩費を減額する⁵⁶」、出産手当金については「報酬の6割とし、その最高額は日額500円に止め、最低額は日額50円を保障する。支給期間は分娩の前42日、分娩の日以後42日とする⁵⁷」、哺育手当金については「1月につき300円程度の定額とし、6月間支給する⁵⁸」としている。

一般国民の保険では分娩費は、「2100円程度の定額とし、助産についてはこれを現物給付とすることができる⁵⁹」、哺育手当金「1月につき300円程度の定額とし、6月間支給する⁶⁰」としている。このように、分娩にかかわる給付は、被備者保険と一般国民の保険とに分けて細かく勧告されている。

この勧告は、政府に疎んじられるきざしが明確になり始めた。そこで、社会保障制度審議会は、1951年10月20日、「社会保障制度推進に関する件」を政府に提出した。社会保障制度審議会は、その前文において「社会保障制度に関する勧告」後の「諸般の情勢に鑑み、さらには、先に調印された講和条約の前文に

において、国際連合憲章の原則を遵守し国民生活の安定と福祉を創造するために努力すべし点との規定が設けられた趣旨をも考慮し、今一段と社会保障制度の推進をはかるの要ありと認め⁶¹、社会保障制度推進にかんする勧告を行なったのであった。

しかし、勧告は、周知のとおり無視されてしまったのである。その理由の1つは、以下にみられる社会保障財政の構想にもある。1950年度現在の社会保障国庫負担額は、総計356億円であった。これに対し、勧告を初年度に全面的に実施すれば、総計886億円となった⁶²。これは、1950年度一般会計歳出予算総額6614億円の13.4%にあたる。現行の国庫負担額は、5.4%であり、8.0%の増大となっているのである。これに対する政府の態度は、「日本の財政の現状からみて、極めて不適當な正確である。即ち保護の分野の数を限定し、さらに限られた資金を集中して精選した特定の分野に使用すべきである」と、まったく現状にそくしていないことを指摘している。

この政府の見解は、いいがかりである。真の理由は、吉田内閣の「きわめて悪意のある態度」にあった⁶⁵。それで無視されたのである。政府は、新聞に対するGHQのデマの見解を流したりし、ボイコットをきめこんだのである。このことは、社会保障制度審議会の官庁側委員の1人である寺本広作のデマ打ち消し発言でも証明できる⁶⁶。

(2) 出産扶助

社会保険は、その保証の網の目から落ちる者を派生させる。それは保険料負担能力のない者が、必ず存在するからである。この欠陥を補完するために社会保険は、公的扶助を不可欠の制度としている。医療保険の出産給付を補足するのが、公的扶助の出産扶助である。

敗戦後の混乱期で失業者が多く、労働能力をもつ者が、多数公的扶助の受給者にいた。出産給付を補填する出産扶助の必要性は、高かった。出産扶助の成立過程をみてみよう。

GHQのもっとも強い指示をうけたのは、戦中の救貧政策であった（これに反し、健康保険、国民健康保険、厚生年金保険などの社会保険は、何も指示をうけなかった）。それは戦中の救貧制度が、戦争遂行のため軍事扶

助法を優先させた体制に変容していたからであった。この戦時体制化していた救貧制度は、非軍事化・民主化というGHQの占領政策に適合しない。

GHQは、1945年12月8日、最初の公的扶助にかんする覚書「救済ならびに福祉計画に関する件」を提示した。これはあとに生活保護に結実していく理念、最低生活の維持、無差別平等の処遇、政府公共の責任（公的責任）をしめしたものである。内容は、医療扶助にとどまっており、出産扶助についてふれられていない。

政府は、GHQの指示とは独自に、12月15日、「生活困窮者緊急生活援護要綱」を閣議決定している。要綱は、1946年4月1日実施、当時の援護人員126万、国内総人口の1.7%を保証するとした。医療については、救済施設の拡充に言及したのみである。ついで政府は、12月31日、さきの覚書にもとづく救済福祉にかんする基本的総合的計画「救済福祉ニ関スル件」をGHQに提出した。やはり療養の扶助にとどまっていた。

GHQは、この提出文書に関連させて、1946年2月27日、かさねて公的責任と無差別平等を強調した覚書「社会救済」(SCAPIN 775)を提示した。これは、公的扶助にかんする最高規範として長く公的扶助政策の指針となったものである。これも医療措置をあたえたと、されているにすぎなかった。

政府は、4月30日、これら2つの覚書にもとづいて決定した救済福祉事業の大要「救済福祉に関する政府決定事項に関する件報告」をGHQに提出した。これは、公的扶助行政の基本方針をしめしたものとされたのである。本報告になると、医療（助産をふくむ）とされるようになった。ここで助産がようやく認められたのである。

そして出産扶助は、生活保護法で生活扶助、医療扶助、生業扶助、葬祭扶助などに並んで助産扶助という名称で独立した扶助として5つの保護の種類の一部を構成するようになった。生活保護法は、1946年7月17日、第90回帝国議会に提出され、9月9日、法律17号として公布、10月1日、施行された。

出産保障政策のプランニングは、国营医療

を考えると理想型までをも描いてみせた。しかし、現実として正常分娩は、出産手当金という旧態依然のままであった。ただ、異常分娩のみが現物給付とされた。そこには医療保険が考える健康の概念の検討がなかったからであるとする。

おわりに

人として産み、生まれることの政策の構想を考えることは、理想を語る構想と現実に対処する構想とを同時に行なうこととなる。

このことを被占領期で展開することは、政治的関心を中心におき、経済の実状をかかわらせることになる。

人口政策の転換の構想は、アンタッチャブルな人として産み、生まれることに手を染めることにもなる。その構想は、復員・解員、引き揚げ者による大量の人びとのきわめて短期間の移動に対処することになる。そして結婚、出産という人口問題と、失業者となった者などをふくむ生活保証問題とに分裂していく。

母性保護条文をめぐる構想は、日本国憲法制定の過程で出現したものである。しかし、それはこの限定された時期の問題にとどまらない内容を包含している。これまでとりあげられなかったことでもあり、憲法の本質とからませて研究を重ねていくことが求められるテーマである。

この期の政策の構想にかんする分析は、行政国家化し、官僚体制肥大化の原点の研究ともなる。間接統治制をとったGHQの占領政策が、立法府に対して行政府の先行体制を構成することとなった。行政府が、立法府を事実上かねることにもなったのである。それはGHQと折衝するのは行政府の官僚であったからである。

諸政策のうちGHQの占領方針にふれたものは、きわめて現実的な構想をうちたて展開された。これに対し、占領政策に抵触しなかったものの構想は、理想追求型の構想となった。人として産み、生まれる構想もその例外ではない。そして、政府に無視されてしまったのである。

注

- 1 この期の日本は、敗戦の結果、GHQにより占領されていた。したがって、日本にとってこの期は、被占領期であった。日本人が、この期をとらえるとき、被占領期という表現が妥当である。ところが、一般に、この期を研究する日本人研究者は、誤って占領期と表現している。
- 2 横山和彦「社会保障研究の課題と方法」(『週刊社会保障』No.1961, 1992.6.1, 25ページ)。
- 3 厚生省二十年史編集委員会編『厚生省二十年史』厚生問題研究会, 1960, 527ページ。
- 4 前掲書3, 529ページ。
- 5 前掲書3, p.534ページ。
- 6 正村公宏『図説戦後史』筑摩書房, 1993, 75ページ。
- 7 前掲書6, 75~76ページ。
- 8 海軍では、陸軍でいう復員のことを解員と称していた。
- 9 1945年11月1日実施の「全国人口調査」によると女子3809万9052人(52.9%), 男子3389万9052人(47.1%), 総人口7199万8104人であった。男女比は、男子100に対して、女子112であった。ただし、年齢構成は、後日の調査に待つ。
- 10 木本至『雑誌で読む戦後史』新潮社, 1985, 121ページ。
- 11 前掲書10, 123ページ。
- 12 前掲書10, 122ページ。
- 13 同前。
- 14 『日録20世紀』(1953)講談社, 1997, 34ページ。
- 15 前掲書10, 122ページ。
- 16 サムスは、「アメリカのあるグループはアメリカの占領関係者と日本の代表者を通して日本の出生率の低下をもたらすようないかなる措置もとらぬよう、われわれに圧力をかけてきた。もちろん、それはカトリック教会であった」(C. F. サムス『DDT革命』竹前栄治編訳, 岩波書店, 1986, 386ページ)とか、「私は、アメリカの新聞で、こっぴどくやられる破目になった。私が受け取った『カトリック・ジャーナル』の記事では小さい子供たちが、私が神の道に反して、産児制限を提唱していると攻撃していた」(388ページ)と述べている。
- 17 太田典礼『産児調節百年史』出版科学総合研究所, 1976, 359ページ。

- 18 前掲書17, 360ページ。
- 19 同前。
- 20 医師を一時的避妊の主体としたのは、この法案の2人の立案者が産児調節の方法として、太田リング、ベッサリーを提唱していたからである。
- 21 「朝日新聞」1948年11月14日付。
- 22 毎日新聞社人口問題調査会編『日本の人口革命』毎日新聞社, 1970, 「はしがき」。
- 23 毎日新聞社人口問題調査会編『日本の人口ー戦後50年の軌跡ー』毎日人口問題調査会, 2000, 12ページ。
- 24 前掲書22, 26ページ。
- 25 これに対し、厚生省人口問題研究所は、その位置付けからして、産児調節の政策化に基本的な示唆をあたえる活動をしていない。
- 26 「第九十回帝国国会衆議院議事速記録」第25号, 385ページ。
- 27 前掲書26, 386ページ。
- 28 労働諮問委員会の社会保障についての調査は、社会保障研究の分野では軽視されている。たとえば、『厚生省五十年史』には記載されていない。前掲書16, 353~354ページ参照。しかし、近藤文二は、「日本社会保障史の一節」で、正当な評価をあたえている（『週刊社会保障』No.563, 1970. 5. 4, 42~43ページ, No.564, 1970. 5. 11, 16~17ページ）。竹前栄治著『戦後労働改革』東京大学出版会, 1982年参照。
- 29 労働省労働基準局労災補償部編『労災補償行政史』労働法令協会, 1961, 305ページ。
- 30 国民優生法の目的は、「本法ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」とされている。
- 31 社会党案の第1章総則第1条「この法律は母体の生命健康を保護し、且つ不良な子孫の出生を防ぎ、以て文化国家建設に寄与することを目的とする」とされている。優生保護法案は、第1章総則第1条「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」とされている。
- 32 太田典礼『墮胎禁止と優生保護法』経営者科学協会, 1967, 163~164ページ。
- 33 「この人に聞く まず何よりも避妊を」（『あ
ごら』BOC出版, (28), 1983.6) 173ページ。
- 34 太田典礼は、このことについて5点としている。太田は、「『妊娠中絶』の章が『母性保護』（任意の人工妊娠中絶）となり、中絶の範囲が狭められた」としている。この太田の指摘は、本文表1の第1と第2の点を区分していない不十分なものである。
- 35 「太田リング」の評価は、「1957年石浜淳美の2万例報告は1959年英文で発表されてから、アメリカで注目され新しくIUDとして、ループやスパイラルなどをつくり、1962年、64年ニューヨークでIUDのシンポジウムを開いて、日本へ逆輸入のかたちで認識されてからである」（太田典礼『日本産児調節百年史』出版科学総合研究所, 1976, 398ページ）。この文から推測すると「太田リング」の評価は、1960年代半ば以降に定まったとすることが妥当であろう。
- 36 前掲書3, 219ページ。
- 37 厚生省児童局編『児童福祉十年の歩み』日本児童問題調査会, 1959, 44ページ。
- 38 厚生省児童家庭局編『児童福祉三十年の歩み』日本児童問題調査会, 1978, 33ページ。
- 39 前掲書38, 8ページ。
- 40 前掲書38, 9ページ。
- 41 前掲書38, 257ページ。
- 42 前掲書38, 245ページ。
- 43 前掲書38, 253~254ページ。
- 44 前掲書38, 37ページ。
- 45 江見康一「社会保障費の歳出構造」（社会保障研究所編『戦後の社会保障（本論）』至誠堂, 1966) 264ページ。
- 46 前掲書3, 322ページ。
- 47 友納武人「児童手当懐古」（『季刊児童手当』3(2), 1973.7) 2~4ページ。このプランは、横山和彦「戦後日本の社会保障の展開」（東京大学社会科学研究所編『福祉国家 5 日本の経済と福祉』東京大学出版会, 1985) 11~14ページに収録されている。
- 48 社会保障研究所編『戦後の社会保障（資料）』至誠堂, 1968, 379ページ。
- 49 全文は、前掲書48, 159~161ページに収録されている。
- 50 前掲書3, 326ページ。
- 51 近藤文二『社会保障の歴史』図書出版社, 1966, 287ページ。

- 52 総理府社会保障制度審議会事務局編『社会保障制度審議会十年の歩み』社会保険法規研究会，1961，50ページ。
- 53 前掲書48，26ページ。
- 54 前掲書48，170ページ。
- 55 前掲書48，172ページ。
- 56 前掲書48，190ページ。
- 57 同前。
- 58 同前。
- 59 前掲書48，191ページ。
- 60 同前。
- 61 前掲書48，205ページ。
- 62 前掲書48，203ページ。
- 63 同前。
- 64 前掲書52，208ページ。
- 65 前掲書52，209ページ。
- 66 同前。